




川内原子力発電所に係る原子力防災に関する協定書




鹿児島市、出水市、日置市、始良市、さつま町及び長島町（以下「甲」という。）と九州電力株式会社（以下「乙」という。）は、乙が設置する川内原子力発電所（以下「発電所」という。）に関し、甲の区域の住民の安全確保及び防災対策の充実を図るため、乙が鹿児島県及び薩摩川内市との間に締結している「川内原子力発電所に関する安全協定書」（昭和57年6月12日締結）を尊重のうえ、鹿児島県立会いのもと次のとおり協定を締結する。



（関係法令等の遵守等）


第1条 乙は、発電所の保守運営に当たっては、関係法令等及びこの協定を遵守し、甲の区域の住民の安全確保のため万全の措置を講ずる。

2 乙は、発電所の保守運営に当たっては、発電所の職員等に対する教育訓練の徹底を図ること等により、常に安全管理体制の強化に努める。



（情報連絡の内容及び時期）


第2条 乙は、次に掲げる非常時の場合は、甲に対し、当該事象の発生後直ちに、その状況に関し必要な情報を連絡するものとする。



(1) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第10条第1項の規定による原子力防災管理者の通報が必要な事象が発生した場合

(2) 原災法第15条第1項各号に掲げる場合

2 乙は、次に掲げる異常時の場合は、甲に対し、当該事象の発生後速やかに連絡する。




(1) 原子炉の運転中において、原子炉施設の故障により、原子炉の運転が停止したとき又は原子炉の運転を停止することが必要となったとき若しくはそのおそれがあるとき。


(2) 原子炉の運転停止中において、原子炉の運転に支障を及ぼすおそれのある原子炉施設の故障があったとき。

(3) 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。

(4) 発電所敷地内において火災事故が発生したとき。



(5) 発電所内で放射線業務従事者又は放射線業務従事者以外の者であって管理区域に業務上立ち入る者の被ばくが、法令で定める線量限度を超え、又は超えるおそれがあるとき。



(6) 気体状の放射性廃棄物を排気施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が法令に定める濃度限度を超えたとき。

- (7) 液体状の放射性廃棄物を排水施設によって排出した場合において、周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が法令に定める濃度限度を超えたとき。
 - (8) 放射性物質又は放射性物質によって汚染された物が管理区域内で漏えいした場合において、漏えいに係る場所について人の立入制限等の措置を講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がったとき若しくはそのおそれがあるとき。
 - (9) 放射性物質又は放射性物質によって汚染された物が管理区域外で漏えいしたとき。
 - (10) 発電所敷地外において、放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
 - (11) その他国に報告を要する事態が発生したとき。
- 3 乙は、平常時において、発電所の安全に関し、原子炉施設の増設若しくは変更又は発電所の運転状況等を報道機関に情報提供するときは、甲に対し、速やかにその内容を連絡するものとする。

(連絡の方法等)

- 第3条 乙は、甲に対し、前条の非常時、異常時及び平常時における連絡については、電話等をもって行う。
- 2 甲及び乙は、連絡を円滑に処理できるよう、あらかじめ、連絡責任者を定める。

(防災対策の充実)

- 第4条 乙は、甲が発電所に係る甲の区域の防災対策を充実させるに当たって、積極的に協力する。
- 2 甲は、鹿児島県が防災対策に関し、発電所施設内その他必要な場所に立入調査を実施する場合であって、原災法の施行に必要なときは、同行することができる。
- 3 前項の規定による立入調査の同行に当たっては、甲は乙に対し、立入調査に同行する者の職、氏名その他必要な事項を通知する。

(損害の補償)

- 第5条 乙は、甲の区域に係る住民に対し、発電所の運転等により原子力損害を与えた場合は、原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）に基づき、速やかに補償するものとする。

(協定の改訂)

- 第6条 この協定に定める事項について改訂すべき事由が生じたときは、甲及び乙いずれからもその改訂を申し出ることができる。この場合において、甲及び乙は誠意をもって協議する。

(疑義又は定めのない事項)

第7条 この協定に定めた事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項について定める必要が生じたときは、甲及び乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、この協定書8通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年12月27日

甲

鹿児島市
鹿児島市長

森 博幸



出水市
出水市長

渋谷 俊彦



日置市
日置市長

宮路 高光



始良市
始良市長

筥山 義弘



さつま町
さつま町長

日高 政勝



長島町
長島町長

川 添 健



乙

九州電力株式会社
代表取締役社長

瓜生 道明



立会人 鹿児島県
鹿児島県知事

伊藤 祐一郎

